

# 安全運転管理者による アルコールチェックが義務化!

事業主の皆様へ



道路交通法施行規則の一部改正により、安全運転管理者の業務が令和4年4月1日から追加されます

## 運転者のアルコール確認と確認内容の記録・保存

令和4年4月1日施行

- ★運転前後の運転者に対し、アルコールの有無を目視等で確認  
「運転前後」とは、一連の業務前後で、運転を含む業務の開始前や出勤時、業務の終了後や退勤時に行います。
- ★アルコール有無の確認内容を記録し、1年間記録を保存  
令和4年10月1日からは記録内容にアルコール検知器使用の有無が追加されます。



## アルコール検知器の使用等

令和4年10月1日施行

- ★運転前後のアルコールチェックを検知器を使用して行うこと
- ★有効なアルコール検知器を常備すること



### どんなアルコール検知器が必要？

アルコール検知器については、「酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとする。」とされているため、この内容を満たす市販のアルコールチェッカーであれば、メーカー、値段等は問いません。

### 記録の保存方法は？

記録保存方法については、データとして記録や書面への記録などが可能で、当該記録を1年間保存することになります。 例) 運転日誌、業務日誌などへの記載